第 4617 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 11月 22日 木曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 調査に該当しない行為とは

Q：来年から税務調査の手続きが改正されるそうですが、税務調査に似た行為でも税務調査に該当しないものもあるとか。どのようになっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

通達では、次の行為は調査に該当しないとしています。

①提出された納税申告書の自発的な見直しを要請する行為で一定のもの

②提出された納税申告書の記載事項につき税法の適用誤りがあるのではないかと思慮される場合において、納税義務者に対して、適用の有無を確認するために必要な基本的情報の自発的な提供を要請した上で、必要に応じて修正申告書等の自発的な提出を要請する行為

③納税申告書の提出がないためその提出義務の有無を確認する必要がある場合において、その義務の有無を確認するために必要な基本的情報の自発的な提供を要請した上で、必要に応じて納税申告書の自発的な提出を要請する行為

④税務署員が保有している情報等に照らして、源泉徴収税額の納税額に過不足があると思慮される場合に納税義務者に源泉徴収税額の自主納付等を要請する行為

⑤源泉徴収義務があるのではと思慮される者に対して、その有無を確認するために必要な情報の自発的な提供を要請した上で、源泉徴収税額の自主納付を要請する行為